

## 公立大学法人三重県立看護大学第四期中期目標（案）の策定について

## 1 目標期間

令和9年度から令和14年度まで（6年間）

## 2 目標策定の基本的な考え方

現在の中期目標期間における大学の業務運営について、公立大学法人評価委員会が実施した第三期中期目標期間終了時に見込まれる業務実績に関する評価（以下、「見込評価」という）においては、「中期目標の達成状況が良好である」と評価されていることから、第四期中期目標は、第三期中期目標を踏襲しつつ、現在の改善点等を十分に踏まえることとする。また、県および大学それぞれの視点を反映することとする。

## 3 目標策定の主な視点

## (1) 公立大学法人評価委員会における見込評価の意見

区分	改善等を期待する点
教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な選抜方法の実施</li> <li>県内就職率の向上</li> <li>大学院生の確保</li> </ul>
研究	<ul style="list-style-type: none"> <li>共同研究の推進</li> <li>科学研究費助成事業（科研費）の獲得</li> </ul>
社会・地域貢献	<ul style="list-style-type: none"> <li>キャリア支援活動の進展</li> </ul>
大学運営に係る環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>職場環境のさらなる改善</li> <li>ハラスメントに対する取組強化</li> <li>危機管理対策の充実</li> </ul>
的確な業務運営の実施および業務改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じた教育研究組織の見直し</li> <li>優秀な教員の確保</li> </ul>
財務内容の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己収入の確保</li> </ul>
大学教育の質保証および情報の公開・発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>魅力あるコンテンツの情報発信</li> </ul>

## (2) 県の政策の目標への反映

## (ア) 県内の看護人材不足への対応

県内の医療機関への就職率向上

## (イ) 早期離職防止

離職防止に向けたキャリア形成支援

## (ウ) 看護職者の資質向上

看護職者向け講座等の開催

(3) 大学の意見の目標への反映

(7) 学習者本位の教育への推進

学生の成長を基軸とした教育の推進と学修成果の可視化の実施

(1) 教育の質保証の強化

授業評価、学修成果把握等の既存の取組も踏まえた教学マネジメントの強化

(ウ) 特色ある研究の進展

博士後期課程の設置、特色ある研究の活性化

(4) 中期計画への数値目標の移行

令和5年6月に地方独立行政法人法が改正され、公立大学法人における中期計画に、「住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」並びに「業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」の実施状況に関する指標を追加することとなった。

そのため、これまで中期目標に記載されていた数値目標（指標）を中期計画に移行することとする。

なお、指標は設立団体である県と公立大学法人との間で十分に協議の上、設定することとする。

(5) 公立大学法人三重県立看護大学第三期中期目標と第四期中期目標（案）の項目比較別紙のとおり。

公立大学法人三重県立看護大学第三期中期目標と第四期中期目標（案）の項目比較

第三期中期目標	
II 大学の教育研究の向上に関する目標	
1 教育に関する目標	
(1) 教育内容に関する目標	
① 学生の確保	
ア 学部	
イ 研究科	
②教育課程および教育内容の充実	
(2) 教育の質の向上に関する目標	
(3) 学生支援に関する目標	
2 研究に関する目標	
(1) 研究水準および研究の成果等に関する目標	
(2) 研究実施体制の整備に関する目標	
III 社会・地域貢献に関する目標	
1 看護職者に向けた取組に関する目標	
2 県民に向けた取組に関する目標	
3 さまざまな主体との連携に関する目標	
IV 大学運営に係る環境整備に関する目標	
1 生活支援等に関する目標	
2 施設・設備の整備、維持管理等に関する目標	
3 危機管理に関する目標	
4 人権尊重に関する目標	

第四期中期目標（案）	
II 大学の教育研究の向上に関する目標	
1 教育に関する目標	
<del>(1) 教育課程および教育内容の充実</del>	
(2) 教育の質の向上に関する目標	
<del>(3) 学生の受入れに関する目標</del>	
ア 学部	
イ 研究科	
<del>(4) 学生支援に関する目標</del>	
2 研究に関する目標	
(1) 研究水準および研究の成果等に関する目標	
<del>3 教育研究環境の整備に関する目標</del>	
III 社会・地域貢献に関する目標	
1 看護職者に向けた取組に関する目標	
2 県民に向けた取組に関する目標	
3 さまざまな主体との連携に関する目標	

変更内容

- ・「教育に関する目標」に関して、項目の順を変更
- ・今後の高等教育の目指すべき姿として、中央教育審議会答申の「学修者本位の教育の充実」等を反映（参考：我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）（中教審第255号））
- ・人口減少や高齢化など社会の変化に伴う医療需要の変化を見据え、記載を修正
- ・第三期見込評価の意見<sup>※1</sup>より、社会人学生の確保に加え、学内進学を推進するよう記載を修正  
※1「看護学研究科の定員充足率を高めるために入学者の確保に務める必要がある。」
- ・就職支援→キャリア形成支援に修正
- ・支援体制の充実に係る記載を追加（第三期中期目標「IV-1 大学運営に係る環境整備に関する目標」より一部移行）
- ・「研究成果の還元」は地域交流センターが講座や研修を通して行っており、「III 社会・地域貢献に関する目標」に記載しているため、還元に係る記載を削除。
- ・項目を独立（第三期中期目標「IV-2 施設・設備の整備、維持管理等に関する目標」より一部移行）
- ・国際的な視野を持った人材の育成を記載（第三期中期目標「II-1-（1）-②教育課程および教育内容の充実」より一部移行）
- ・第三期見込評価の意見<sup>※2</sup>より、支援の前に「キャリア」を追記  
※2「卒業生のキャリア支援は大学の評価に大きく影響すると考えられるため、キャリア支援活動の進展を期待する。」
- ・県民が健康や医療に関する情報を正しく入手・理解・評価・活用し、生涯を通じて生活の質を維持・向上できる力を養えるよう、「学習ニーズに応じた生涯学習事業」→「ヘルスリテラシーの向上に資する事業」に修正

<b>V 的確な業務運営の実施および業務改善に関する目標</b>	
1	組織運営の改善に関する目標
2	人材の確保・育成に関する目標
	(1) 人材の確保に関する目標
	(2) 人材の育成に関する目標
<b>VI 財務内容の改善に関する目標</b>	
1	自己収入の確保に関する目標
2	経費の抑制に関する目標
3	資産の運用管理の改善に関する目標
<b>VII 大学教育の質保証および情報の公開・発信に関する目標</b>	
1	大学教育の質保証に関する目標
2	情報の公開・発信に関する目標

<b>IV 的確な業務運営の実施および業務改善に関する目標</b>	
<b>1 的確な業務運営の実施および業務改善に関する目標</b>	
	<del>(1) 組織運営の改善に関する目標</del>
	<del>(2) 危機管理に関する目標</del>
	<del>(3) コンプライアンスの推進に関する目標</del>
2	人材の確保・育成に関する目標
	(1) 人材の確保に関する目標
	(2) 人材の育成に関する目標
<b>V 財務内容の改善に関する目標</b>	
1	自己収入の確保に関する目標
2	経費の抑制に関する目標
3	資産の運用管理の改善に関する目標
<b>VI 大学教育の質保証および情報の公開・発信に関する目標</b>	
1	大学教育の質保証に関する目標
2	情報の公開・発信に関する目標

・第三期見込評価の意見<sup>※3</sup>より、教職員の健康管理に係る記載を追記（第三期中期目標「IV－1生活支援等に関する目標」より一部移行  
 ※3「教員の満足度が低く、教職員の健康は大学づくりを進めるうえでの根幹であることから今後さらに重視して取り組んでいた  
 だき、職場環境のさらなる改善を望む。」

・第三期見込評価の意見<sup>※4</sup>より、サイバー攻撃の対策を追記（第三期中期目標「IV－3危機管理に関する目標」より移行）  
 ※4「サイバー攻撃への対応など情報のリスクに関して十分に予測できる内容の対応を考えておく必要がある。」

・人権尊重→コンプライアンスの推進に修正（第三期中期目標「IV－4人権尊重に関する目標」より移行）  
 ・「リスク管理の徹底」を追記

・文章の記載が具体となっていたため、簡素化  
 ・法人固有職員→中核を担う人材に修正

・授業料等に関し、「適切な料金の設定」→「必要に応じて見直す」に修正  
 ・「収入源の多様化」→「自己収入の確保」に修正